

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方です。

掛金は、希望される年金の型と口

数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額もわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象となるので、2つの税法上のメリットがあります。

問合先 全国国民年金基金大阪支部
☎0120(65)4192

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の
簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が「0円」の場合も含む）の申告が必要な場合があります。申告をされていない方は健康づくり課 ☎(275) 6392へお問い合わせください。

国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

令和元年度(令和元年7月～2年6月)の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。日本年金機構において前年の所得などを審査した後、結果を通知します。

前年の所得を申告されていない場合は、審査不能で却下になることがあります。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合先 市民課 ☎(275)6241

■手続きに必要なもの

①年金手帳 ②印鑑 ③平成30年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証・離職者支援資金の貸付決定通知書、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

※平成31年1月2日以降に転入された方(本人・配偶者・世帯主)は、1月1日現在の居住地町村の所得証明書または非課税証明書が必要です。

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保 険 料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対 象 者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	令和元年7月分～令和2年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

被保険者証が変わります

8月から後期高齢者医療被保険者証が橙色に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和2年7月31日までの1年間となっております。また、現在お持ちの被保険者証（水色）の有効期限は、令和元年7月末日です。それ以後は使用できませんのでご注意ください。なお、新しい被保険者証（橙色）は、お手元に届いたときから使用できません。

※有効期限の過ぎた被保険者証は、破棄していただくか、担当窓口へ返却してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担

が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

また、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの被保険者が対象です。現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。8月1日以降引き続き対象となる方には、有効となる認定証を7月下旬に健幸づくり課健康保険係より発送します。なお、認定証が変更になる場合は、再度申請が必要です。

これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合、窓口で申請してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

保険料の決定（本算定）

平成31（令和元）年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き（特別徴収）」と納付書や口

座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となった方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

■特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収は口座振替への変更が可能です。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健幸づくり課までお越しください。

■普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りで納めていただきます。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

国民健康保険

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。現在お持ちの高齢受給者証は7月末日までとなっています。8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について同一世帯の住民税課税所得に応じて、負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。

▼新たに70歳になる方へ

誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）にお送りします。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

介護保険

介護保険料納入通知書（本算定）を送付します

介護保険料は、平成31年4月1日現在の世帯構成と平成30年中の所得金額に応じて算定しています。保険料と支払い方法は次のとおりです。

特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金（老齢福祉年金は除く）を年額18万円以上受給している65歳以上の方は、保険料が年金から引き落とし（特別徴収）されます。7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額が10月以降の保険料となります。

普通徴収

特別徴収以外の方は納付書や口座振替等で納めていただきます。

7月に年間保険料が決定し、仮徴収期間（4・5・6月）の保険料を差し引いた額を本徴収期間（7月～翌年3月）で徴収します。

介護保険料の軽減措置

令和元年10月から実施される消費税増税に伴い、本算定で次のとおり

第1段階から第3段階まで介護保険料の軽減措置を行います。

改定後の年間保険料額

保険料額	改定後	現状
第1段階	28,500円	34,200円
第2段階	39,900円	49,400円
第3段階	55,100円	57,000円

問合先 健康づくり課

☎(275) 6329

各種

カラスによるごみの被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱する被害が増えています。こうしたごみの被害を防ぐために次の対策を心がけましょう。

対策 生ごみを減らす・生ごみが外から見えないようにする・防鳥ネットやごみ箱を使う

問合先 生活環境課

☎(275) 6266

令和元年度の

地区自治会長が決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合先 秘書課
☎(275) 6082

高陽校区

第1区 中谷正彦
第2区 北田長義
高石綾園住宅 藤村秀幸
高南 藤本睦朗
綾園7丁目 明石進
高石サントウ 江口嘉博

高石校区

第3区 木下敏朗
第4区 川崎紀夫
第5区 船留眞一
第6区 森博英
第7区 関正男
第8区 初田周治

加茂校区

綾井住宅 村上颯月
三井化学 桑村浩樹
綾井南海住宅 清水隆一
西取石三丁目 銭廣幸壯
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘苑 澤田滋
高石D地区 林尋康

東羽衣校区

旭ヶ丘 竹内慎一
第9区 西中隆
第10区 原野昭夫
第13区東羽衣 鈴木保
羽衣荘園地区 石田一成
東羽衣荘苑 植松隆

羽衣校区

第11区 西川健治
第12区 吉田和光
第13区 出口凱嗣

清高校区

綾井 上田一雄
大園 東野隆史
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 水本文宏
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石スカイハイツ 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポレーション 久保章

取石校区

土生 嶋田憲一
新家 北川年郎
富木 寺島誠
富木府住 譜久山誠
富之里 小谷哲夫
富木南住宅 古瀬豊子
新家住宅 中村洋一
取石住宅 東向郁子
取石中央 金崎誠寛
取石第一住宅 黒木重利
取石3区 杉琴和代
南取石 上月春三
JR富木社宅 澤仁
大歳 小西正浩

《連合自治会の役職》

会長 藤田政明
副会長 船留眞一
副会長 西中隆
副会長 小谷哲夫

会計 中谷正彦
会計 鈴木保
会計監査 柴田正明
会計監査 譜久山誠

理事 北田長義
理事 木下敏朗
理事 川崎紀夫
理事 吉田和光

理事 東野隆史
理事 村上颯月
理事 嶋田憲一
(敬称略・順不同)

「打ち水大作戦」参加者募集！ 打ち水で暑い夏を涼みませんか

打ち水は地面にまいた水が蒸発することで、地表面の熱を奪い周囲の気温を下げる効果があり、地球温暖化対策にもつながります。お風呂の残り湯や雨水などを利用して打ち水を行うことで涼んでみませんか？

「打ち水大作戦」に取り組んでいただけの方や団体を募集します。

期間 7月23日～8月23日

対象 市内在住・在勤・在学の方及び市内団体

申込・問合せ先 7月19日までに生活環境課に設置している申込票（市ホームページからダウンロード可）を持参または郵送・FAX・Eメールで生活環境課へ
FAX：(267) 3078、Eメール：seikan@city.takaishi.lg.jp

光化学スモッグの予報・注意報が発令されたら…

屋外での激しい運動や水泳などは避け、屋内へ入ってください。また、目がチカチカしたりのがが痛くなつ

たりした時には、しばらく安静にしましょう。被害に遭われた場合には、最寄りの保健所または市役所などへ連絡をお願いします。

また、大阪府では光化学スモッグの発令情報に関するメール配信サービスやインターネットでの詳細な情報発信を行っています。[HP: <http://taikankanko.pref.osaka.jp/taikankan> sin]

■光化学スモッグとは…

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応して生成されます。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

問合せ先 生活環境課

☎ (275) 6254

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第2期分

7月31日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

今から始める はじめての健幸ダンス教室

～ヒップホップダンスで認知症予防、始動！～

皆さんの運動習慣の定着と体を動かすことによる認知症予防をめざして「はじめての健幸ダンス教室」を開催します。

昭和のヒット曲や流行のヒットチャートに合わせて踊るため、自信がない方でも気軽にご参加いただけます。

プログラムは奈良県立医科大学と日本ストリートダンススタジオ協会が共同研究したもので、認知症予防だけでなくストレス解消にも効果が期待できます。

日程 8月1日・8日・22日・29日、9月5日・19日・26日、10月10日、いずれも木曜日（全8回参加必須）

時間 ①午前10時30分～11時30分、②午後1時～2時

※8月1日と9月26日は体力測定と認知機能検査のため、

①午前10時～正午、②午後1時～3時

場所 総合保健センター（1階）

対象 市内在住の60歳以上で健康な方

※血圧180/110mmHg、脈拍110回/分以上の方は参加不可

定員 各15人（先着順）

参加費 1,200円（保険料を含む）



別会場も順次開講予定！

- ▶デージードーム : 9～10月
- ▶とろしプラザ : 11～12月
- ▶カモンたかいし : 1～2月

ダンス教室の様子を動画でご覧いただけます。アクセスはこちらのQRコードから▶



申込・問合せ先 7月12日から高石健幸リビング・ラボ ☎ (242) 3927

ママ必見 自転車の安全確保に向けて

自転車を利用する皆さんの事故防止を目的として“自転車安全運転講習会”を開催します。

自転車を乗り始めた幼児や児童、瞬時の判断が苦手と感じられている高齢の方はぜひ受講してください。

■自転車安全運転講習会

日 程	時 間	場 所
8月2日(金)	10:30~11:30	アプラホール
8月10日(土)	13:30~14:30	

対象 市内在住の幼児・小学生と保護者、65歳以上の方

募集 30人(先着順) ※一時保育あり(先着5人)

参加費 無料

申込 土木公園課(電話申込可)へ

■自転車ヘルメット購入費用の一部補助

上の講習会受講後に自転車用ヘルメットを購入されると購入費用の一部を補助します。申請書は講習会で配付します。

対象 前述の講習会を受講後に購入したもの

補助額 購入費用の半額 ※上限2,000円

問合せ先 土木公園課 ☎(275)6478

高石霊園墓地の
区画調査等を行います

高石霊園内の墓地の適切な維持管理・運営のため、墓地区画や使用者等の調査・確認を行い、墓地台帳を整備します。

また、調査に際して墓地区画の巻石等に番号札の設置などを行うことがありますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ先 高石市泉大津市墓地組合
☎(275)6473

宝くじの収益金は、市町村の住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボ宝くじ

7 1等・前後賞合わせて
億円

同時発売! サマージャンボミニ
1等・前後賞合わせて5000万円

発売期間

7月2日～8月2日

抽選日

8月14日



問合せ先 (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06(6941)7441

高石水辺フォトコンテスト2019

直線2000mという日本有数のボート競技用コースを有する「浜寺水路」、かつて白砂青松の景勝地として多くの詩歌に歌われた名所で1夏に100万人が訪れた「高師浜」、ふるさと広場が整備された「芦田川」など高石市の歴史に縁が深い“水”をテーマにしたフォトコンテストを実施します。ぜひ潤い溢れる作品をご応募ください。

応募要項

応募期間 11月29日(必着)まで

審査 コンテスト審査要領に基づく

表彰 最優秀(副賞15,000円相当の商品)・優秀(副賞10,000円相当の商品)・優良(副賞5,000円相当の商品)各1点

応募・問合せ先 応募票(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、作品を添えて総合政策課 ☎(275)6138へ持参または郵送

■注意事項

A4または六つ切りサイズのモノクロ・カラープリントで光沢紙にプリントしたものとする。

※いずれも撮影機材の制限無し。(スマートフォンでも可)

※応募状況により「入賞作品なし」となる場合がある。

※未発表の作品に限る。



市ホームページへのアクセスはこちらのQRコードから▶



水道水の水質検査結果

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.79mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未満
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未満
塩化物イオン	200mg/l以下	24.4mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.9mg/l
pH値	5.8～8.6	7.46
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.4mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※令和元年5月採水分

※表の値は、本市の代表的な水質値

※基準値は、水道法に定める値

※mg/lとは、水道水1L中に溶け

ている物質の重さ

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー、上下水道課の窓口及び市ホームページで閲覧できます。

問合先 上下水道課

☎ (275) 6426

プレミアム付商品券に関するお知らせ

10月からプレミアム付商品券を販売します。対象者には、順次、申請書類等を送付します。

対象者 ①2019年度住民税非課税の方（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く）、②2016年4月2

日～2019年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主の方

※詐欺にご注意を！

商品券の購入で、市の職員が銀行の暗証番号を求めたり、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。怪しいと思ったら最寄りの警察署等にご相談ください。

問合先 経済課

☎ (267) 4410

みんなで広げよう献血の輪

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。少子高齢化の影響で、献血にご協力いただける方が少なくなっています。皆さんの協力が多

水漏れ！ 広告では「見積もり無料」でも、作業費は請求！？

蛇口から水が漏れたので、「見積もり・出張無料」と書かれたチラシの事業者に見積もりを依頼した。来訪した事業者は「詳しい見積もりのため水道管の内部を見る」と蛇口を取り外し、「内部の状態もよくない。給水設備全体の交換が必要」と50万円の見積書を出した。「高額なのですぐに返事できない」と言ったら、蛇口を取り外したまま帰った。後刻電話で工事を断ったところ、「断るなら蛇口取り外し料金約2万円を支払って」と言われた。(70歳代 女性)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



広告に「見積もり無料」とあったのに、実際は調査費や見積もりにかかった作業費等を請求されたという相談が寄せられています。広告をうのみにせず、見積もりに来てもらう場合は見積もりにあたって料金は発生するのか、キャンセル料が発生するのか等を、あらかじめ確認することが大切です。事業者と契約をせかされても慌てず、料金や内容を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておいたり、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておいたりすることもよいでしょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

くの命を救うこととなります。この機会に献血へのご協力をお願いします。

日時 7月26日(金) 午前10時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

場所 アプラたかいし

対象 男性17歳以上・女性18歳以上のいずれも体重50kg以上の方

※65～69歳の方は、60～64歳の間に献血された方に限ります。

問合先 地域包括ケア推進課

☎(267) 1160

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定する試験です。合格すれば高等学校の入学資格が与えられます。

試験日 10月24日(木)

場所 府立労働センター「大阪市中央区北浜東3・14」

科目 国語、社会、数学、理科、英語

出願期間 8月19日～9月6日

問合先 学校教育課

☎(275) 6434

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

社会を明るくする運動

7月は、「社会を明るくする運動」強調月間です。この運動は全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動です。日本がまだ戦後の荒廃の中にあった昭和24年7月、街にあふれた子どもたちの非行を憂い将来を危惧した東京・銀座の商店街の有志の方々が「銀座フェア」と銘打ち、非行少年の立ち直り支援・非行防止活動にあたったのが始まりで、本年度69回目を迎えます。

法務省では、「みんなで築こう人権の世紀」考えよう相手の気持ち 未来へつなげようの違いを認め合う心」を平成31年度啓発活動重点目標と定め、17の啓発活動強調事項を掲げています。その一つに「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」という事項があります。そのためには過ちから立ち直ろうとする人たちが、地域の中で適切な仕事と居場所を確保して、円滑に社会復帰できる環境作りが必要です。特に立ち

直りに困難を伴う薬物依存者や、犯罪をした高齢者・障がい者等に対して、回復や社会復帰を地域で長期的に支えることや非行に及んだこと等によって学ぶ機会が失われないようにすることが求められます。

一方、犯罪をした者や非行のある少年が、善良な社会の一員として自立し改善更生するよう、本年度70周年を迎えた更生保護制度により様々な施策が実施されています。その一つに保護司活動があり、主な活動は保護観察と生活環境調整です。保護観察とは刑務所等を仮釈放された保護観察中の人が再び罪を犯さないよう、定期的に面談し更生を図るための約束事(遵守事項)を守るように指導をするとともに、生活上の助言や就労の手助けをすることです。対象者は、家庭裁判所で保護観察処分をうけた少年、少年院を仮退院した少年、刑務所を仮釈放になった人、裁判所で保護観察付の執行猶予処分をうけた人です。また、生活環境調整とは、少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう釈放後の帰住予定

地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えることです。これらの活動を担う保護司は法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、保護司法により定数は全国で5万2500人と定められ、本年1月1日現在4万7245人の保護司が日々活動をしています。

最後に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国を挙げて世界一安全で安心な国づくりに取り組んでいる中、地域の人々の絆を結び、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラの輪が広がる、「社会を明るくする運動」の果たすべき役割はますます大きくなっています。

人権推進課

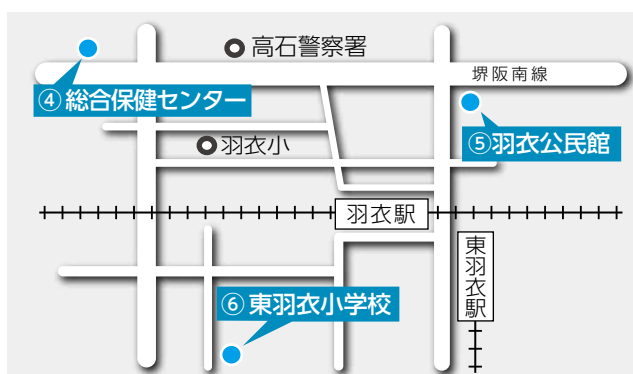
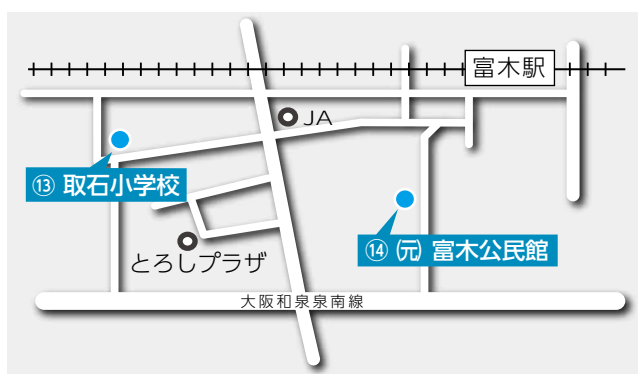
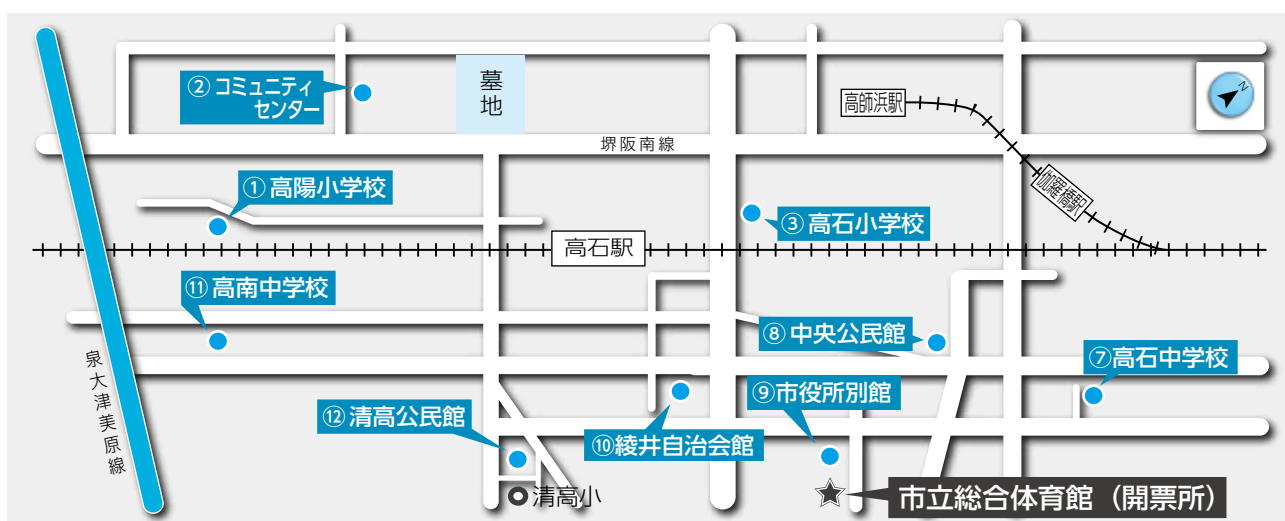
☎(275) 6279

7月21日、参議院議員通常選挙 が 執 行 さ れ ま す

投票所には、投票所入場整理券を忘れずにご持参ください。また、投票日当日に投票ができない方は、期日前投票（または不在者投票）ができます。詳しくはお問い合わせください。

問合先 選挙管理委員会 ☎ (275) 6472

ご自分の投票所をご確認ください



投票所	投票区の区域
① 高陽小学校	千代田3・5丁目
② コミュニティセンター	千代田2・4・6丁目、高砂1～3丁目、高師浜丁、南高砂
③ 高石小学校	千代田1丁目、高師浜1・3・4丁目
④ 総合保健センター	高師浜2丁目、羽衣3～5丁目
⑤ 羽衣公民館	羽衣1・2丁目、東羽衣1丁目、羽衣公園丁
⑥ 東羽衣小学校	東羽衣2～5丁目
⑦ 高石中学校	東羽衣6丁目、西取石1丁目

投票所	投票区の区域
⑧ 中央公民館	東羽衣7丁目、加茂1・2丁目
⑨ 市役所別館	加茂3・4丁目、西取石3・5・6丁目
⑩ 綾井自治会館	綾園1・2丁目
⑪ 高南中学校	綾園3・4・5・7丁目
⑫ 清高公民館	綾園6丁目、西取石7・8丁目
⑬ 取石小学校	取石3～7丁目
⑭ (元) 富木公民館	取石1・2丁目

※各投票所・開票所への車でのご来場は、ご遠慮ください。

聴覚・視覚に障がいのある方へ

聴覚に障がいのある方で手話通訳を希望される方は、投票所でお申し出ください。また、選挙公報朗読テープを作成しますので、視覚に障がいのある方で必要な方は、選挙管理委員会までお申し込みください。